

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書       |  |            |           |
|-----------------------|--|------------|-----------|
| 物品番号                  |  | 仕 様 書 番 号  |           |
| 使用済自動車（業務車２号）<br>の売払い |  | GV-Z001016 |           |
|                       |  | 防衛大臣承認     | 年 月 日     |
|                       |  | 作 成        | 令和８年６月３０日 |
|                       |  | 変 更        | 年 月 日     |
|                       |  | 作成部隊等名     | 中央輸送隊     |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（業務車２号）の売払いについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

#### 1.2.2

#### 自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

#### 1.2.3

#### 引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

#### 1.2.4

#### 解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

#### 1.2.5

#### 売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

### 1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

## 2 売払いに関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。  
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

### 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

### 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

### 2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

| 番号                                                               | 名称                     | 数量  | 提出先 | 提出時期          | 摘要                                     |
|------------------------------------------------------------------|------------------------|-----|-----|---------------|----------------------------------------|
| 1                                                                | 下請負承認申請書 <sup>b)</sup> | 各 1 | a)  | 入札開始前までに      | 都道府県知事の許可証 <sup>c)</sup> を添付           |
| 2                                                                | 細部実施要領書                |     |     | 契約締結後速やかに     | 図1による。                                 |
| 3                                                                | 受領書                    |     |     | 売払い車両の引渡し時    | G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1<br>の図8による。 |
| 4                                                                | 解体証明書 <sup>d)</sup>    |     |     | 作業完了後 1 5 日以内 | 図2による。                                 |
| 5                                                                | 破砕証明書 <sup>d)</sup>    |     |     |               | 図3による。                                 |
| 注 <sup>a)</sup> 調達要領指定書によって指定する。                                 |                        |     |     |               |                                        |
| 注 <sup>b)</sup> 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。                 |                        |     |     |               |                                        |
| 注 <sup>c)</sup> 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡し of 証明が可能な証書を添付する。 |                        |     |     |               |                                        |
| 注 <sup>d)</sup> 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。              |                        |     |     |               |                                        |

### 4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

### 4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

### 4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

### 4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
〇〇 〇〇 殿

住 所  
会社名  
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い  
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破砕作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

## 解体証明書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称、車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

## 破 碎 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式